附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当の額、障害児養育年金及び障害年金の額（障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額を含む。）並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十四号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項及び第三十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に、「十三万八千三百八十円」を「十三万九千四百六十円」に、「五万千百円」を「五万千五百円」に、「四万七千六百三十円」を「四万八千円」に、「三万四千三十円」を「三万四千三百円」に、「一万七千七十円」を「一万七千二百円」に改める。

第十八条第一項中「六万九千七百十円」を「六万九千九百六十円」に改め、同条第二項第一号中「十万四千五百七十円」を「十万四千九百五十円」に、「二万千七百二十円」を「二万千九百円」に改め、同項第二号中「二万千七百二十円」を「二万千九百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　平成二十八年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百七十五号

児童扶養手当法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第五条の二第二項（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十六条（同法第二十六条及び第二十六条の五において準用する場合を含む。）及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第二項において準用する場合を含む。）、第九条第一項及び第三十四条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十九条の三並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第百一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童扶養手当法施行令の一部改正）

第一条　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に、「四万二千円」を「四万二千三百三十円」に改める。

第二条の四第二項中「〇・〇一八五四三四」を「〇・〇一八六八七九」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第二条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に、「三万四千三十円」を「三万四千三百円」に、「五万千百円」を「五万千五百円」に改める。

第九条の二中「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に、「三万四千四百八十円」を「一万四千六百円」に改める。

第十条の二中「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に、「二万六千六百二十円」を「二万六千八百三十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十七年四月」を「平成二十八年四月」に、「一万四千四百八十円」を「一万四千六百円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成二十八年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第二項の規定は、平成二十八年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎